

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 10 日

公益社団法人 日本歯科医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 48 条に基づき臨時に開設される医療施設等に
係る医療法等の取扱いについて

別添の通り各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）あてに事務連絡を発出
いたしました。貴団体におかれては、同内容について、貴団体会員に周知いただきますよ
う、お願い申し上げます。

事務連絡
令和2年4月10日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省医政局医事課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型インフルエンザ等対策特別措置法第48条に基づき臨時に開設される医療施設等に
係る医療法等の取扱いについて

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われたところである。これにより、特措法第38条に規定する特定都道府県知事は、同法第48条第1項に基づき、その必要が生じたときには臨時の医療施設を開設した上で、当該臨時の医療施設において医療を提供することとなるが、この場合には、同条第5項の規定により、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第4章の規定は当該臨時の医療施設については適用されない等の取扱いとなる。

上記に関し、医療法等に規定する医療機関に適用される義務等の取扱いについて下記のとおり定めるので、内容を御了知の上、その実施に遺漏なきようお願いする。なお、本事務連絡は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. 特措法第48条第1項に基づき臨時の医療施設を設置しようとする場合には、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療提供体制班に相談されたい。また、臨時の医療施設については、法第4章（法第7条から第30条の2まで）の規定は適用されないこと。ただし、臨時の医療施設において適切かつ安全に医療が提供されるようにすることが必要であることを踏まえ、管理責任体制を明確にする（可能な限り管理者を置く、施設内で従事した者に係る記録の保管等）とともに、診察時の感染予防策を徹底するこ

と等により施設内の感染拡大防止を図る必要があること。

(参考) 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について (その3) (令和2年4月7日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000619851.pdf>

2. 特措法第48条第6項の規定により、特定都道府県の区域内において病院を開設した者又は臨床研修等修了医師・歯科医師でない者で診療所を開設したものが、新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、病床数その他医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「則」という。)第1条の14第3項に規定する以下の事項を変更する場合には、法第7条第2項に基づく都道府県知事等の許可は不要となること。ただし、この場合においても、各都道府県における感染症に関する医療提供体制について一元的に把握する観点から、病床数の変更を行おうとする各医療機関に対しては都道府県への事前の情報共有を求めるとともに、得られた情報について厚生労働省医政局に報告されたい。また、この場合には、特措法第48条第7項の規定に基づき、医療の提供を開始した日から起算して10日以内に所在地の特定都道府県知事等に変更内容を届け出る必要があること及び当該医療を提供する期間(6ヶ月以内)に限り認められる特例であることに留意が必要であること。なお、「新型コロナウイルス感染症の対応に係る医療法上の手続について」(令和2年2月16日付け厚生労働省医政局総務課・健康局結核感染症課事務連絡)については、特定都道府県内においては適用しない。

- 開設者が臨床研修等修了医師・歯科医師以外の者であるときの、開設の目的及び維持の方法(則第1条の14第1項第5号)
- 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員(則第1条の14第1項第8号)
- 敷地の面積及び平面図(則第1条の14第1項第9号)
- 建物の構造概要及び平面図(則第1条の14第1項第11号)
- 病院に関する施設の有無及び構造設備の概要(則第1条の14第1項第12号)
- 療養病床を有する病院の施設の構造設備の概要(則第1条の14第1項第12の2号)
- 歯科医業を行う病院又は診療所内の歯科技工室の構造設備の概要(則第1条の14第1項第13号)
- 病院又は有床診療所の病床数及び病床種別毎の病床数並びに各病室の病床数(則第1条の14第1項第14号)

3. 臨時の医療施設については、同施設の有する病床数等に応じ、法に規定する病院、診療所等に関する義務等(法第4章に規定するものを除く。)が課されることとなるが、以下の義務等に関しては、その内容、趣旨及び今般の新型コロナウイルス感染症対応が急を要するものであることに鑑み、適用しないこととする。

- 法第6条の3(情報の報告及び書面の閲覧)
- 法第6条の4(入院診療計画書の作成等)。ただし、同条第1項第1号(患者の氏名等)、第2号(主担当する医師の氏名)、第3号(主要な症状等)及び患者への適切な医療の提供のために必要であると管理者が判断する事項については、可能な限り記録すること。

4. 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 24 条に基づき作成された診療録については、臨時の医療施設においてこれを一時保存するとともに、当該施設における医療の提供が終了した場合には、当該施設を開設した特定都道府県知事において、当該患者に対する当該診療が完了した日から 5 年の間保存する必要があること。また、各特定都道府県知事において保存する場合は、その後に患者が診療を受ける病院又は診療所に引き継ぐなど、医師及び患者の便益に資するよう、弾力的に対応いただいて差し支えない。
5. 医療法人が、特措法第 31 条に基づく都道府県知事の要請に応じ、自法人の職員を新型コロナウイルス感染症の患者への診療等に従事させる場合において、
- ・ 当該職員が当該業務に従事したことにより報酬等を受け取ることは職務遂行の対価であって、非営利性（法第 54 条参照）における問題は生じないこと。
 - ・ 当該業務は医療法人の附帯業務には該当しないため、実施に当たり、定款変更の必要はないこと。
6. 臨時の医療施設に法第 10 条に基づく管理者を置く場合、以下の責務等が求められる。
- 法第 6 条の 10 及び 11 に基づいて、医療事故が発生した場合の報告及び調査を行うこと。
 - 法第 6 条の 12 に基づいて、医療の安全を確保するための措置を講ずること。ただし、その内容、趣旨及び今般の新型コロナウイルス感染症対応が急を要するものであることに鑑み、指針の策定及び従業者に対する研修の実施については適用しないこととする。
- 他方で、当該管理者が置かれていない場合においても、医療の安全を確保することの重要性を鑑み、可能な限り安全管理に関する責任者の医師を置き、重大な事故発生時に、原因分析を行い、再発防止策を検討する等の安全を確保するため特に必要と認められる措置を講ずること。

<照会先>

(1. について)

- 臨時の医療施設の設置に関すること

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療提供体制班

健康局結核感染症課

(内線：8078, 8079)

(E-mail：corona-iryoku@mhlw.go.jp)

- 医療法に定める各種義務に関すること

医政局総務課企画法令係 (内線：2518)

(2. について)

医政局総務課企画法令係 (内線：2518)

※病床数の変更に関する情報提供については、医政局地域医療計画課 (iryoku-keikaku@mhlw.go.jp) 宛て連絡のこと。

(3. について)

- 法第6条の3 (情報の報告及び書面の閲覧) に関すること

医政局総務課医療情報管理専門官 (内線：4104)

- 法第6条の4 (入院診療計画書の作成等) に関すること

医政局総務課企画法令係 (内線：2518)

(4. について)

医政局医事課 (内線：4144)

(5. について)

医政局医療経営支援課 (内線：2672)

(6. について)

医政局総務課医療安全推進室 (内線：4106)

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る病床設置の医療法上の手続の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への医療機関における対応については、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院患者の受け入れについて」（令和 2 年 2 月 10 日付け厚生労働省医政局総務課・地域医療計画課事務連絡）において、感染症病床以外に入院させることに係る医療法（昭和 23 年法律第 205 号）における取扱い等について、また、「新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 17 日付け厚生労働省医政局総務課・地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者を臨時的に受け入れるに当たっての医療法における取扱いについてお示ししたところである。

今般、新型コロナウイルス感染症患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者（以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）の受入れに当たり、定員超過入院等の常態化が見込まれ、増床や新たな病院の開設等が必要な場合の手続について、迅速に対応できるよう下記のとおりまとめたので、内容を御了知の上、管内関係機関へ周知をいただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いする。

なお、これらの取扱いとするに当たっては、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（その 3）」（令和 2 年 4 月 7 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、院内感染防止体制を徹底いただくとともに、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るための臨時的な取扱いである旨、御留意願いたい。

記

1. 国が開設する病院について

国（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神

経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター及び国立大学法人を含む。)が、新型コロナウイルス感染症患者等に関する診断及び治療に係る病床の確保のため、病院の開設又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更をしようとするときの、医療法第7条の2第7項に基づく厚生労働大臣への協議については、別紙様式1により厚生労働省医政局地域医療計画課へ提出の上協議すること。

なお、協議に当たっては、「地域医療構想の進め方について」(平成30年2月7日付け医政地発0207第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「地域医療計画課長通知」という。)において示す地域医療構想調整会議での協議、及び「特定の病床等の特例の事務の取扱いについて」(平成25年4月24日付け医政指発0424第1号厚生労働省医政局指導課長通知)において示す都道府県医療審議会の意見聴取は要しない。

2. 国以外が開設する病院について

病床過剰地域において、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の3第1項第2号に掲げる事情により、新型コロナウイルス感染症患者等に関する診断及び治療に係る病床の確保のための病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の際に都道府県知事が行う、同条第2項に基づく厚生労働大臣への協議については、別紙様式2により厚生労働省医政局地域医療計画課へ提出の上協議すること。

なお、協議に当たっては、地域医療計画課長通知において示す地域医療構想調整会議での協議、及び「医療計画について」(平成29年3月31日付け医政発0331第57号厚生労働省医政局長通知)において示す都道府県医療審議会の意見聴取は要しない。

3. 診療所について

新型コロナウイルス感染症患者等に関する診断及び治療に係る病床の確保のための診療所における病床の設置については、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第1条の14第7項第2号で定める場合に該当し、都道府県知事が必要と認める診療所については、医療法第7条第3項の許可を不要とすることが可能である。なお、この場合においては、地域医療計画課長通知において示す地域医療構想調整会議での協議は要せず、都道府県医療審議会の意見聴取は、事後の適切な時期に行って差し支えない。

4. 留意事項

上記1～3の取扱いについては、病床の設置を行うための手続としてお示しするものであり、その他の構造設備の変更を行う場合には「新型コロナウイルス感染症の対応に係る医療法上の手続について」(令和2年2月16日付け厚生労働省医政局総務課・健康局結核感染症課事務連絡)に示すとおり、医療法第7条第2項の許可は事後の適切な時期に行って差し支えない。この場合において、同法第27条の検査についても事後の適切な時期に行うことで差し支えないことも併せて留意されたい。

また、上記1～3の取扱いにより設置した病床については、いずれも新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、医療機関への入院が困難になりつつある状況下にあることに鑑みて時限的な対応とするものであることから、感染が収束するまでのものとする。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 38 条第 1 項の特定都道府県の区域内の病院又は診療所が、新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、病床数の変更等をする場合については、同法第 48 条第 6 項及び第 7 項に基づき、「新型インフルエンザ等対策特別措置法第 48 条に基づき臨時に開設される医療施設等に係る医療法等の取扱いについて」（令和 2 年 4 月 10 日付け厚生労働省医政局総務課等事務連絡）の 2 を参照の上、対応されたい。

○本件についての問合せ先

厚生労働省医政局地域医療計画課

TEL 03-5253-1111（内線 2557）

FAX 03-3503-8562

E-mail iryō-keikaku@mhlw.go.jp

(別紙様式1)

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

国の開設する病院の開設者及びその代表者

医療法第7条の2第7項の規定に基づく協議について

新型コロナウイルス感染症患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者に関する診断及び治療に係る病床の確保のため、医療法第7条の2第7項の規定に基づき、次のとおり協議いたします。

1 病院の現況	病院名： 住 所： 電 話： 病床の内訳：一般 床、精神 床 結核 床、感染症 床
2 二次医療圏の名称	
3 病院の計画	一般・感染症 床 開設・増床
4 備 考	

記載上の注意

添付資料は不要。

(別紙様式2)

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

医療法施行令第5条の3第2項の規定に基づく協議について

新型コロナウイルス感染症患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者に関する診断及び治療に係る病床の確保のため、医療法第30条の4第10項の規定に基づく医療法施行令第5条の3第2項の規定による病床数の算定について、次のとおり協議いたします。

1 特例とすべき病床数		2 特例とする病床の種別	
3 特例とする地域 (二次医療圏の名称)			
4 特例とする病床を必要とする関係医療施設の現況	病院名： 住 所： 電 話： 病床の内訳：一般 床、精神 床 結核 床、感染症 床		
5 特例とする病床を必要とする関係医療施設の計画	一般・感染症 床 開設・増床		
6 備 考			

記載上の注意

添付資料は不要。